

公害防止協定の締結について

宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に基づき、合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジーと公害防止に関する協定を締結しましたのでお知らせします。

1 協定対象事業の概要

- （1）事業者：合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー
- （2）事業所名：石巻ひばり野バイオマス発電所
- （3）事業場の所在地：石巻市潮見町14番5及び14番10
- （4）製品目：電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の計画認定事業）
- （5）使用燃料：木質ペレット, PKS, 木質チップ
- （6）原動力の種類：ボイラー, 蒸気タービン
- （7）出力：74,950kW

2 協定の概要

- （1）協定締結の当事者：宮城県, 石巻市, 東松島市, 事業者（合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー）
- （2）締結日：令和4年9月26日
- （3）協定項目
 - 大気汚染防止対策
 - ・以下の基準を遵守

		硫黄酸化物(m ³ N/h)	窒素酸化物(ppm)	ばいじん(g/m ³ N)
協定値	排出基準	10	70	0.03
	測定頻度	自動測定及び毎月に1回以上		
(参考) 法定値	排出基準	138.6	250	0.30
	測定頻度	2か月に1回以上		

- ・自主測定の実施及び報告
- ・排出ガス自動測定装置設置による排出状況の常時測定
- その他水質汚濁, 騒音, 振動, 悪臭についての自主測定の実施及び報告
- 測定結果の公表, 地域との環境コミュニケーションの推進
- 事業場への立入調査の実施, 公害発生時の報告
- 施設の増設・変更等の事前協議または報告

3 今後の予定

- ・宮城県はホームページで事業所概要や協定書等を公表します。
- ・事業者は今後施設の運転を開始（具体的な運転開始日は事業者を確認下さい）し、協定に基づきホームページ等での測定結果の公表や工場見学等の環境コミュニケーションを推進します。